

山梨県公報

第千五百八十五号

平成十七年

七月七日

木曜日

目次

保安林の指定の予定(三件).....	五〇五
道路の区域変更(二件).....	五〇六
道路の供用開始.....	五〇七
山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正.....	五〇七
公告	
落札者等の決定について.....	五〇七
平成十七年度行政書士試験の実施.....	五〇七
国土調査の指定.....	五二〇
正誤	
平成十七年六月十五日付け号外第三十一号中.....	五二〇

告示

山梨県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 保安林の所在場所
甲府市竹日向町字猿牧一三四四、高成町字道度窪一四五六、一四五八、一四五九
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿牧一三四四・字道度窪一四五六・一四五八・一四五九(以上四筆について

次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 保安林の所在場所
甲府市平瀬町字後澤二二三五の一(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字後澤二二三五の一(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
北杜市須玉町比志字坂下三〇二八の二、三〇三〇の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (-) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。()

山梨県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 増穂若草線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南アルプス市大字東南湖字市川原滝沢川右岸堤防敷地先から	旧	六・八 二五・五	四三三・〇

南巨摩郡増穂町大字大柵字中川原五九〇番の一地先まで

新 二二・〇
二八・〇 四二九・〇

南アルプス市大字東南湖字市川原滝沢川右岸堤防敷地先から
南アルプス市大字東南湖字大柵境二二八〇番地先まで

新 二二・〇
二八・〇 二四九・〇

山梨県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		新	旧	
南アルプス市大字東南湖字市川原滝沢川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡増穂町大字大柵字中川原五九〇番の一地先まで	新	六・八 二五・五	六・八 二五・五	四三三・〇
		二二・〇 二八・〇	二二・〇 二八・〇	四二九・〇
南アルプス市大字東南湖字市川原滝沢川右岸堤防敷地先から	新	二二・〇 二八・〇	二二・〇 二八・〇	二四九・〇

番地先まで

山梨県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四二号	北杜市高根町大字箕輪字宮の前 二三八〇番の四地先から 北杜市高根町大字箕輪字宮の前 二三四〇番の六地先まで	一三三・〇	平成十七年七月七日

山梨県告示第三百八十一号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一の（一）中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、一の（二）中「第五条第一項第六号」を「第六条第一項第八号」に改め、一の（三）中「第五条第一項第十号」を「第六条第一項第十二号」に改め、一の（四）中「第五条第一項第十二号」を「第六条第一項第十四号」に改め、二中「第六条第一項第六号」を「第七条第一項第九号」に改める。

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 落札に係る役務等の名称及び数量

山梨県行政情報ネットワーク用広域イーサネット業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月八日

四 落札者の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社山梨支店 山梨県甲府市青沼一丁目十二番十三号

五 落札金額

千七百七十九万四千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年四月二十八日

● 平成十七年度行政書士試験の実施

財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

平成十七年七月七日

山梨県知事 山本 栄彦

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年七月七日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐司

- 1 試験期日 平成17年10月23日(日)午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所 甲府市酒折二丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 40題)	行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成17年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
一般教養(出題数 20題)	

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

- (1) 受付期間 平成17年8月1日(月)から8月31日(水)まで
- (2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター
- (3) 提出書類 受験願書一式
 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8月31日の消印があるものまで受け付けます。
- (4) 受験手数料 7,000円
 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
 - ア 郵便配布
 - 配布期間 平成17年8月1日(月)から8月23日(火)まで
 郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月23日必着のこと)
 - 名 称 (財)行政書士試験研究センター
 - 住 所 〒100-8799 東京中央郵便局留
 - イ 配布窓口
 - 配布期間 平成17年8月1日(月)から8月31日(水)まで

○ 配布場所

- ・山梨県行政書士会
甲府市丸の内1-9-11 山梨県民会館3階
(土、日を除く午前9時から午後5時まで)
- ・山梨県総務部私学文書課
甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
- ・峡東地域振興局企画振興部総務課
塩山市上塩後1239-1 東山梨合同庁舎
- ・峡南地域振興局企画振興部総務課
南巨摩郡鯉沢町771-2 南巨摩合同庁舎
- ・峡北地域振興局企画振興部総務課
韭崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎
- ・富士北麓・東部地域振興局企画振興部総務課
都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎
- ・富士北麓・東部地域振興局企画振興部北都留総務課
大月市大月町花咲1608-3 北都留合同庁舎
(土、日を除く午前8時30分から午後5時まで)
- ・山梨県県民相談センター
甲府市丸の内1-8-5 県民情報プラザ2階
(土、日を含む午前8時30分から午後5時まで)

(6) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03(5251)5600

ホームページアドレス <http://gyosei-shiken.or.jp/index.html>

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置をとることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成18年1月19日(木) 午前9時

(2) 方法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板上に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。
平成十七年七月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 国土調査の指定年月日

平成十七年六月二十一日

二 調査を行う者の名称

増穂町

三 調査地域

南巨摩郡増穂町大字最勝寺及び青柳町の一部

四 調査期間

平成十七年六月二十一日から平成十八年三月三十一日まで

正 誤

平成十七年六月十五日山梨県規則第四十三号（山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則）

七ページ上段十行目は次のとおりの誤り。

別表第三の一の部中、「第八条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同表の二の部中、「第八条第一項第五号」を「第九条第一項第五号」に改め、同表の三の部中「第八条第二項第二号」を「第九条第二項第二号」に改め、同表の四の部中「第八条第三項第一号」を「第九条第三項第一号」に改め、同表の五の部中「第八条第三項第二号」を「第九条第三項第二号」に改め、同部表示面積の項に次の一号を加える。